

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原 告 [REDACTED] 外15名

被 告 株式会社 J E R A 外9名

令和7年（ワ）第4373号 二酸化炭素排出削減請求事件

原 告 [REDACTED] 外1名

被 告 株式会社 J E R A 外9名

答 弁 書

（令和7年（ワ）第4373号事件）

令和7年12月12日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社 J E R A 訴訟代理人

弁護士 大久保 圭

同 須 藤 希 祥

同 中 村 慶 彦

同 建 部 壮 一 郎

貴庁頭書事件のうち令和7年（ワ）第4373号事件（以下「二次提訴事件」という。また、令和6年（ワ）第3728号事件を「一次提訴事件」という。）につき、被告JERAは、原告らの令和7年9月1日付け訴状に対して、以下のとおり答弁する。なお、略語の使用については、一次提訴事件において被告JERAがこれまでに提出した書面の例に倣うこととする。

第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁）

- 1 原告らの被告JERAに対する本件訴えを却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の趣旨に対する予備的答弁（本案の答弁）

- 1 原告らの被告JERAに対する請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第3 請求の原因に対する認否及び被告JERAの主張

一次提訴事件において被告JERAが行った認否及び主張を引用する。

以上